

《手続編》

第1章 工事の許可の申請手続（法第12条）

（宅地造成等に関する工事の許可の申請）

省令第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第2の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	50分の1以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	50分の1以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。

- 二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 三 令第7条第2項第2号に規定する土地において同号に規定する盛土をするときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 四 令第8条第1項第1号口の崖面を擁壁で覆わないときは、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書
 - 五 第1号の表に掲げる図面（令第21条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類
 - 六 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
 - 七 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この条及び第16条第3項第1号イにおいて同じ。）の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
 - 八 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
 - 九 別記様式第3の資金計画書
 - 十 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
 - 十一 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
 - 十二 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第4の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 次の表に掲げる図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
地形図	方位及び土地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	500分の1以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	500分の1以上	

- 二 第32条に定める措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 三 第34条第1項各号に掲げるいずれかの措置を講ずるときは、当該措置の内容が適切であることを証する書類
- 四 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 五 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
- 六 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
 - イ 登記事項証明書
 - ロ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- 七 別記様式第5の資金計画書
- 八 法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類
- 九 法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類
- 十 前各号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類）

- 市細則第5条 省令第7条第1項第5号に規定する政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書（様式第3号）とする。
- 2 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に規定する法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成等に関する工事の施行の同意書（様式第4号）及び工事の施行区域内権利者一覧表（様式第5号）とする。
- 3 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、宅地造成等に関する工事の周知措置報告書（様式第6号）とする。
- 4 省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 工事の施行区域となるべき土地の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（以下「不動産登記法の地図等」をいう。）の写し
 - (2) 工事の施行区域となるべき土地の登記事項証明書
 - (3) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
 - (4) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類
 - (5) 排水施設の設計に係る書類
 - (6) 土地の求積図
 - (7) 擁壁の展開図
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 5 省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる書類とする。
- 6 法第12条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

＜申請・手続＞

1 工事の許可の申請 土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更に関する工事の許可を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（省令別記様式第2）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次表のとおりです。

	書類の名称	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	申請手続を委任する場合
3	構造計算書	擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	鉄筋コンクリート造等擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合
4	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算書	安定計算が必要な盛土を行う場合
		土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	
5	設計者の資格を証する書類	1 設計者の資格に関する申告書（市細則様式第3号） 2 最終学校の卒業証明書及び資格免許等を有することを証する書類の写し	次に掲げる工事を行う場合 ① 高さが5メートルを超える擁壁の設置 ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
6	現況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
7	申請者の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類する氏名及び住所を証する書類	個人の場合
		1 法人の登記事項証明書 2 役員の住民票の写し、個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類する氏名及び住所を証する書類	法人の場合
8	工事主の資力・信用を証する書類	1 資金計画書（省令別記様式第3） 2 融資証明書又は残高証明書 3 所得税の納税証明書（前年度の未納の税額がないことの証明） 4 資力及び信用に関する誓約書（参考様式）	個人の場合
		1 資金計画書（省令別記様式第3） 2 融資証明書又は残高証明書 3 法人税の納税証明書（前年度の未納の税額がないことの証明） 4 事業経歴書 5 資力及び信用に関する誓約書（参考様式）	法人の場合
9	工事施行者の能力を証する書類	1 法人の登記事項証明書 2 事業経歴書 3 建設業の許可を受けていることを証する書類の写し	
10	工事の施行区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	

11	工事の施行区域となるべき土地の登記事項証明書		
12	権利者全ての同意を得たことを証する書類	1 宅地造成等に関する工事の施行の同意書（市細則様式第4号） 2 権利者の印鑑証明書 3 工事の施行区域内権利者一覧表（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書は同意日前後3か月以内のもので可
13	住民への周知措置を講じたことを証する書類	宅地造成等に関する工事の周知措置報告書（市細則様式第6号）	
		1 開催の周知範囲を示した位置図 2 開催の案内 3 説明会の資料及び議事録	説明会の開催を実施した場合
		1 書面の配布範囲を示した位置図 2 配布した書面	書面の配布を実施した場合
		1 掲示場所を示した位置図 2 掲示状況の写真 3 ウェブサイトのアドレス及び掲載内容を印刷したもの	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合
14	排水施設の設計に係る書類	流量計算、構造計算等	
15	その他市長が必要と認める書類		

※官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

(3) 添付図面は、次表のとおりです。

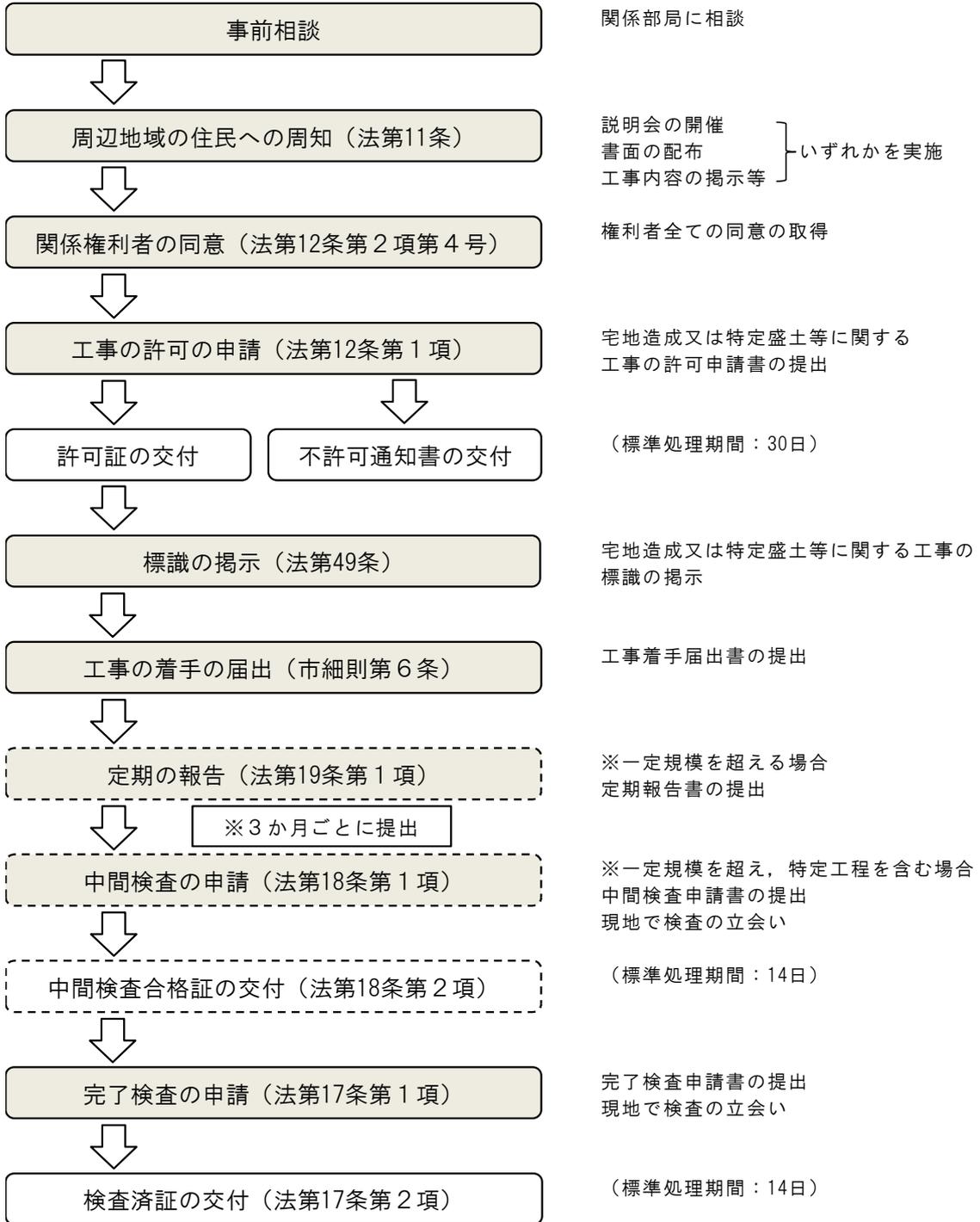
	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	土地の求積図	申請に係る土地の面積及び盛土又は切土をする土地の面積	1/500程度	実測図による三斜法又は座標計算
12	擁壁の展開図	基礎の寸法並びに擁壁の位置及び寸法		

※工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区の位置、区域及び規模を明示すること。

土地の形質の変更に関する工事の申請手続フロー

※ …申請者が行う手続



2 工事の許可の申請 **土石の堆積**

(1) 土石の堆積に関する工事の許可を受けようとする者は、土石の堆積に関する工事の許可申請書（省令別記様式第4）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次表のとおりです。

	書類の名称	内容	備考
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	申請手続を委任する場合
3	構造計算書	構台等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる場合
		鋼矢板等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じる場合
4	現況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
5	申請者の氏名及び住所を証する書類	住民票の写し、個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類する氏名及び住所を証する書類	個人の場合
		1 法人の登記事項証明書 2 役員の住民票の写し、個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類する氏名及び住所を証する書類	法人の場合
6	工事主の資力・信用を証する書類	1 資金計画書（省令別記様式第5） 2 融資証明書又は残高証明書 3 所得税の納税証明書（前年度の未納の税額がないことの証明） 4 資力及び信用に関する誓約書（参考様式）	個人の場合
		1 資金計画書（省令別記様式第5） 2 融資証明書又は残高証明書 3 法人税の納税証明書（前年度の未納の税額がないことの証明） 4 事業経歴書 5 資力及び信用に関する誓約書（参考様式）	法人の場合
7	工事施行者の能力を証する書類	1 法人の登記事項証明書 2 事業経歴書 3 建設業の許可書の写し	
8	工事の施行区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	
9	工事の施行区域となるべき土地の登記事項証明書		
10	権利者全ての同意を得たことを証する書類	1 宅地造成等に関する工事の施行の同意書（市細則様式第4号） 2 権利者の印鑑証明書 3 工事の施行区域内権利者一覧表（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書は同意日前後3か月以内のもので可

11	住民への周知措置を講じたことを証する書類	宅地造成等に関する工事の周知措置報告書（市細則様式第6号）	
		1 開催の周知範囲を示した位置図 2 開催の案内 3 説明会の資料及び議事録	説明会の開催を実施した場合
		1 書面の配布範囲を示した位置図 2 配布した書面	書面の配布を実施した場合
		1 掲示場所を示した位置図 2 掲示状況の写真 3 ウェブサイトのアドレス及び掲載内容を印刷したもの	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合
12	その他市長が必要と認める書類		

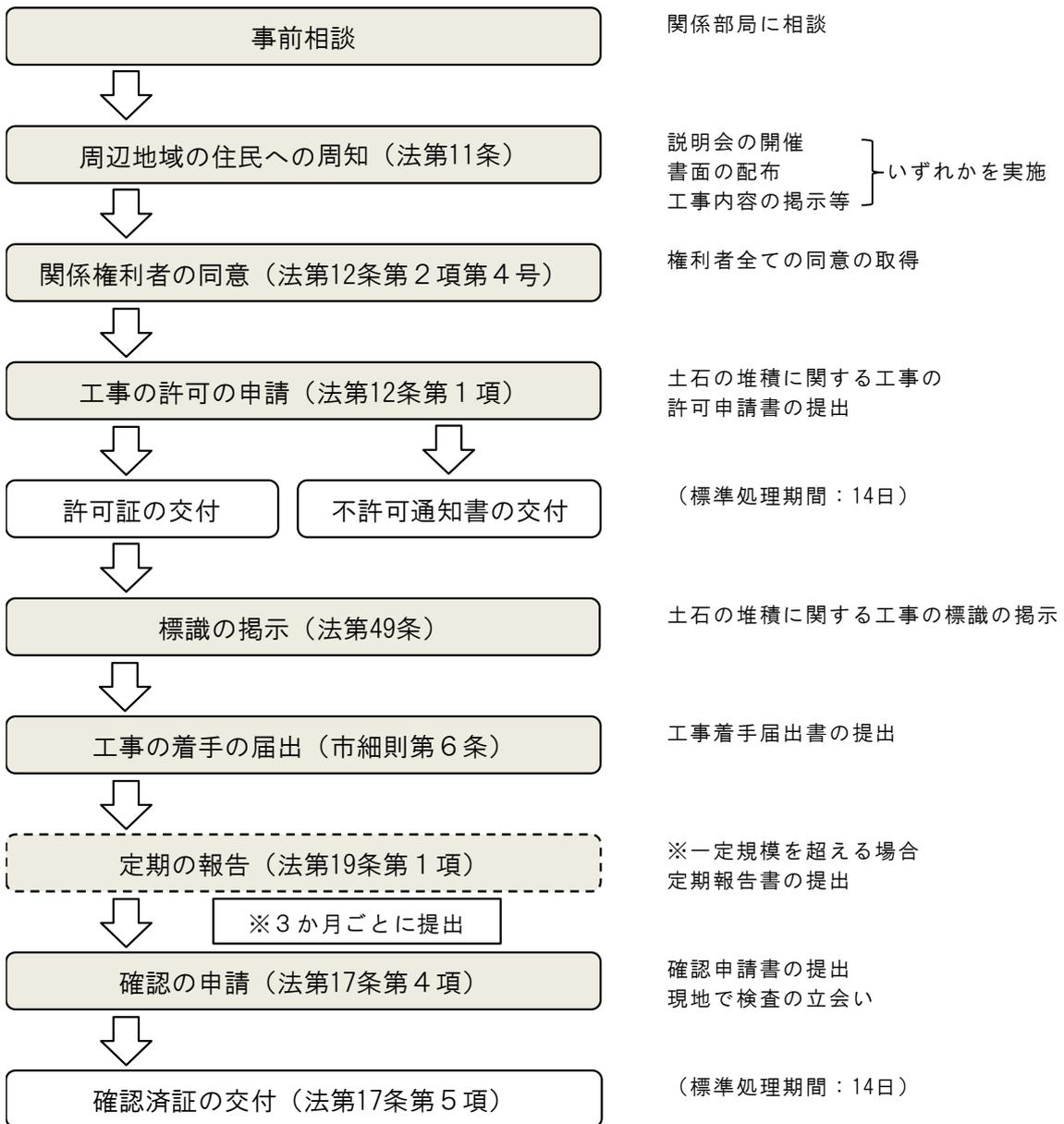
※官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

(3) 添付図面は、次表のとおりです。

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講じる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じる位置及び当該措置の内容	1/500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
5	土地の求積図	申請に係る土地の面積及び土石の堆積を行う土地の面積	1/500程度	実測図による三斜法又は座標計算

土石の堆積に関する工事の申請手続フロー

※ …申請者が行う手続



第2章 工事の着手又は廃止の手続（法第49条）

（標識の掲示）

法第49条 第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（標識の様式及び記載事項）

省令第87条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第23によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第49条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第24によるものとする。

3 法第49条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

（宅地造成等に関する工事の着手の届出）

市細則第6条 法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主（法第15条第1項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを含み、同条第2項の規定により当該許可を受けたものとみなされたものを除く。次条において同じ。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅滞なく、宅地造成等に関する工事着手届出書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

（宅地造成等に関する工事の廃止の届出）

市細則第7条 法第12条第1項の規定による許可を受けた工事主は、当該工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成等に関する工事廃止届出書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事を廃止した当時の当該工事を廃止した土地の写真
- (2) 当該工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該許可に係る土地の現況

図

＜申請・手続＞

1 標識の掲示 **土地の形質の変更**

- (1) 土地の形質の変更に関する工事の許可を受けた工事主（特例協議が成立したもの及び開発許可によるみなし許可を受けた者を含む。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識（省令別記様式第23）を工事期間中、当該許可に係る土地の見やすい場所に掲示しておく必要があります。
- (2) 開発許可によるみなし許可を受けた工事については、開発行為許可標識（水戸市都市計画法施行細則様式第10号）に加え、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識を掲示する必要があります。

2 標識の掲示 **土石の堆積**

土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事主（特例協議が成立したものを含む。）は、土石の堆積に関する工事の標識（省令別記様式第24）を工事期間中、当該許可に係る土地の見やすい場所に掲示しておく必要があります。

3 工事の着手の届出 **土地の形質の変更・土石の堆積 共通**

- (1) 工事の許可を受けた工事主（特例協議が成立したものを含む。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、遅れることなく、宅地造成等に関する工事着手届出書（市細則様式第7号）を市長に提出する必要があります。
- (2) 添付書類は、次のとおりです。
 - ア 宅地造成等に関する工事着手届出書（正本1部）
 - イ 委任状（手続を委任する場合。届出者が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）
 - ウ 工程表
 - エ 標識の設置状況を明らかにする写真

4 工事の廃止の届出 **土地の形質の変更・土石の堆積 共通**

- (1) 工事の許可を受けた工事主（特例協議が成立したものを含む。）は、当該工事を廃止したときは、遅れることなく、宅地造成等に関する工事廃止届出書（市細則様式第8号）を市長に提出する必要があります。
- (2) 添付図書は、次のとおりです。
 - ア 宅地造成等に関する工事廃止届出書（正本1部、副本1部）
 - イ 委任状（手続を委任する場合。届出者が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）
 - ウ 許可証の写し（副本には原本）
 - エ 当該工事を廃止した当時の当該工事を廃止した土地の写真
 - オ 当該工事に着手している場合は、当該工事を廃止した当時の当該許可に係る土地の現況図

第3章 工事の変更の申請手続（法第16条）

（変更の許可の申請）

省令第37条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第7の申請書の正本及び副本に、第7条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第8の申請書の正本及び副本に、第7条第2項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更の許可）

市細則第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

市細則第11条 法第16条第2項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（様式第12号）によるものとする。

<申請・手続>

1 変更の許可の申請 土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更に関する工事の変更の許可を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第7）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付図書は、次のとおりです。

- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（正本1部、副本1部）
- イ 委任状（申請手続を委任する場合）
- ウ 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類
- エ 当該変更に係る事項の新旧を対照した書類

2 変更の許可の申請 土石の堆積

(1) 土石の堆積に関する工事の変更の許可を受けようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第8）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付図書は、次のとおりです。

- ア 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（正本1部、副本1部）
- イ 委任状（申請手続を委任する場合）
- ウ 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類
- エ 当該変更に係る事項の新旧を対照した書類

3 軽微な変更の届出 土地の形質の変更・土石の堆積 共通

(1) 工事の許可を受けた工事主（特例協議が成立したものを含む。）は、軽微な変更をしたときは、遅れることなく、宅地造成等に関する工事の変更届出書（市細則様式第12号）を市長に提出する必要があります。 ⇒軽微な変更については、《制度編》第9章参照

(2) 添付書類は、次のとおりです。

ア 宅地造成等に関する工事の変更届出書（正本1部、副本1部）

イ 委任状（手続を委任する場合。届出者が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）

第4章 定期の報告（法第19条）

（定期の報告）

法第19条 第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（定期の報告）

省令第48条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

省令第49条 法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告書）

市細則第15条 省令第48条第1項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第15号）とする。

2 省令第48条第2項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第16号）とする。

<申請・手続>

1 定期の報告 土地の形質の変更

(1) 一定規模を超える土地の形質の変更に関する工事の許可を受けた者（特例協議が成立したもの及び開発許可によるみなし許可を受けた者を含む。）は、許可を受けた日から当該工事が完了するまでの間、3か月ごとに、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（市細則様式第15号）を市長に提出する必要があります。

⇒定期の報告の対象となる規模については、《制度編》第12章参照

(2) 添付図書は、次のとおりです。

- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（正本1部）
- イ 委任状（手続を委任する場合。報告者が自ら提出する場合は、報告書に連絡先を記入）
- ウ 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- エ 工事の進捗が確認できる図面（申請時に提出した図面に施工済の箇所を着色）

2 定期の報告 土石の堆積

(1) 一定規模を超える土石の堆積に関する工事の許可を受けた者（特例協議が成立したものを含む。）は、許可を受けた日から当該工事が完了するまでの間、3か月ごとに、土石の堆積に関する工事の定期報告書（市細則様式第16号）を市長に提出する必要があります。

⇒定期の報告の対象となる規模については、《制度編》第12章参照

(2) 添付図書は、次のとおりです。

- ア 土石の堆積に関する工事の定期報告書（正本1部）
- イ 委任状（手続を委任する場合。報告者が自ら提出する場合は、報告書に連絡先を記入）
- ウ 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- エ 工事の進捗が確認できる図面（申請時に提出した図面に施工済の箇所を着色）

第5章 中間検査の申請手続（法第18条）

（中間検査）

法第18条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第13条第1項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

（中間検査の申請期間）

省令第45条 法第18条第1項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内とする。

（中間検査の申請）

省令第46条 法第18条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第13の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続）

市細則第14条 法第18条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行うものとする。

<申請・手続>

1 中間検査の申請 土地の形質の変更

(1) 一定規模を超える土地の形質の変更に関する工事の許可を受けた者（特例協議が成立したものと及び開発許可によるみなし許可を受けた者を含む。）は、特定工程に係る工事を終えてから4日以内にその都度、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（省令別記様式第13）を市長に提出する必要があります。

⇒中間検査の対象となる規模については、《制度編》第11章参照

(2) 添付図書は、次のとおりです。

- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（正本1部）
- イ 委任状（申請手続を委任する場合）
- ウ 特定工程に係る工事の内容を明示した平面図

2 工区に分けた場合の中間検査の手続

中間検査及び中間検査合格証の交付は、土地の形質の変更に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行います。

第6章 工事完了後の申請手続（法第17条）

（完了検査等）

法第17条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第13条第1項の規定に適合していると認められた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第12条第1項の許可を受けた者に交付しなければならない。

4 土石の堆積に関する工事について第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。

（完了検査の申請期間）

省令第39条 法第17条第1項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

（完了の検査の申請）

省令第40条 法第17条第1項の検査を申請しようとする者は、別記様式第9の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（確認の申請期間）

省令第42条 法第17条第4項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から4日以内とする。

（確認の申請）

省令第43条 法第17条第4項の確認を申請しようとする者は、別記様式第11の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続）

市細則第13条 法第17条第1項の規定による検査及び同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行うものとする。

＜申請・手続＞

1 完了検査の申請 土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更に関する工事の許可を受けた者（特例協議が成立したものを含む。）は、当該許可に係る工事を完了してから4日以内に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（省令別記様式第9）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次のとおりです。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（正本1部）

イ 委任状（申請手続を委任する場合）

2 工区を分けた場合の完了検査の手続

完了検査及び検査済証の交付は、土地の形質の変更に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行います。

3 確認の申請 土石の堆積

(1) 土石の堆積に関する工事の許可を受けた者（特例協議が成立したものを含む。）は、当該許可に係る工事を完了してから4日以内に、土石の堆積に関する工事の確認申請書（省令別記様式第11）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次のとおりです。

ア 土石の堆積に関する工事の確認申請書（正本1部）

イ 委任状（申請手続を委任する場合）

第7章 特例協議の手続（法第15条第1項）

（宅地造成等に関する工事の協議）

市細則第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第10号）に省令第7条第1項各号（第7号から第9号までを除く。）に掲げる書類及び第5条第4項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第11号）に省令第7条第2項各号（第5号から第7号までを除く。）に掲げる書類並びに第5条第4項第1号、第2号、第6号及び第8号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

市細則第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第13号）に第9条第1項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第14号）に第9条第2項に規定する書類のうち当該工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの及び当該変更に係る事項の新旧を対照した書類を添付して市長に提出しなければならない。

＜申請・手続＞

1 特例協議 土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更に関する工事の特例協議をしようとする者（国、茨城県又は水戸市）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（市細則様式第10号）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次表のとおりです。

	書類の名称	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	
3	構造計算書	擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	鉄筋コンクリート造等擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合
4	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算書 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	安定計算が必要な盛土を行う場合
5	設計者の資格を証する書類	設計者の資格に関する申告書（市細則様式第3号） 最終学校の卒業証明書及び資格免許等を有することを証する書類の写し	次に掲げる工事を行う場合 ①高さが5メートルを超える擁壁の設置 ②盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

6	現況写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
7	工事の施行区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	
8	工事の施行区域となるべき土地の登記事項証明書		
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類	1 宅地造成等に関する工事の施行の同意書（市細則様式第4号） 2 権利者の印鑑証明書 3 工事の施行区域内権利者一覧表（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書は同意日前後3か月以内のもので可
10	住民への周知措置を講じたことを証する書類	宅地造成等に関する工事の周知措置報告書（市細則様式第6号）	
		1 開催の周知範囲を示した位置図 2 開催の案内 3 説明会の資料及び議事録	説明会の開催を実施した場合
		1 書面の配布範囲を示した位置図 2 配布した書面	書面の配布を実施した場合
11	排水施設の設計に係る書類	1 掲示場所を示した位置図 2 掲示状況の写真 3 ウェブサイトのアドレス及び掲載内容を印刷したもの	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合
		1 流量計算、構造計算等	
12	その他市長が必要と認める書類		

※官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

(3) 添付図面は、次表のとおりです。

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
5	排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。

7	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	土地の求積図	申請に係る土地の面積及び盛土又は切土をする土地の面積	1/500程度	実測図による三斜法又は座標計算
12	擁壁の展開図	基礎の寸法並びに擁壁の位置及び寸法		

※工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区の位置、区域及び規模を明示すること。

2 変更協議 土地の形質の変更

(1) 土地の形質の変更に関する工事の変更協議をしようとする者（国、茨城県又は水戸市）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（市細則様式第13号）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次のとおりです。

- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（正本1部、副本1部）
- イ 委任状
- ウ 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類
- エ 当該変更に係る事項の新旧を対照した書類

3 特例協議 **土石の堆積**

(1) 土石の堆積に関する工事の特例協議をしようとする者（国、茨城県又は水戸市）は、土石の堆積に関する工事の協議書（市細則様式第11号）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次表のとおりです。

	書類の名称	内容	備考
1	土石の堆積に関する工事の協議書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	
3	構造計算書	構台等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる場合
		鋼矢板等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じる場合
4	現況写真	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
5	工事の施行区域となるべき土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	
6	工事の施行区域となるべき土地の登記事項証明書		
7	権利者全ての同意を得たことを証する書類	1 宅地造成等に関する工事の施行の同意書（市細則様式第4号） 2 権利者の印鑑証明書 3 工事の施行区域内権利者一覧表（市細則様式第5号）	権利者の印鑑証明書は同意日以後3か月以内のもので可
8	住民への周知措置を講じたことを証する書類	宅地造成等に関する工事の周知措置報告書（市細則様式第6号） 1 開催の周知範囲を示した位置図 2 開催の案内 3 説明会の資料及び議事録	説明会の開催を実施した場合
		1 書面の配布範囲を示した位置図 2 配布した書面	書面の配布を実施した場合
		1 掲示場所を示した位置図 2 掲示状況の写真 3 ウェブサイトのアドレス及び掲載内容を印刷したもの	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合
9	その他市長が必要と認める書類		

※官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

(3) 添付図面は、次表のとおりです。

	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講じる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	
5	土地の求積図	申請に係る土地の面積及び土石の堆積を行う土地の面積	1/500 程度	実測図による三斜法又は座標計算

4 変更協議 土石の堆積

(1) 土石の堆積に関する工事の変更協議をしようとする者（国、茨城県又は水戸市）は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（市細則様式第14号）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次のとおりです。

- ア 土石の堆積に関する工事の変更協議書（正本1部、副本1部）
- イ 委任状
- ウ 工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類
- エ 当該変更に係る事項の新旧を対照した書類

第8章 工事等の届出（法第21条）

第1節 区域指定の際に既に行われている工事の届出

（工事等の届出）

法第21条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

政令第23条（略）

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

政令第25条（略）

- 2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
 - 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法）

省令第52条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第15の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第23条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

- 3 土石の堆積に関する工事について、法第21条第1項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第16の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第 25 条第 2 項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

＜申請・手続＞

- 1 区域指定の際に既に行われている工事の届出 **土地の形質の変更**

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定の際に行われている土地の形質の変更に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（省令別記様式第 15）を市長に提出する必要があります。

⇒届出の対象となる工事については、《制度編》第 14 章第 1 節参照

(2) 添付書類は、次のとおりです。

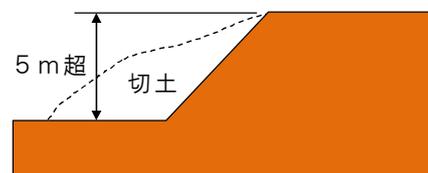
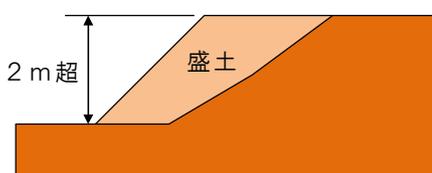
- ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（正本 1 部）
- イ 委任状（手続を委任する場合。工事主が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）
- ウ 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(3) 添付図面は、次表のとおりです。（一定規模を超える場合に限る。）

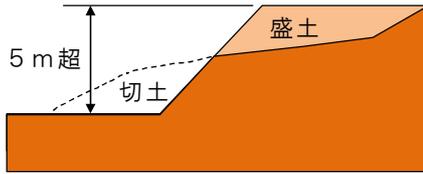
図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2 地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

(4) 図面の添付を要する土地の形質の変更の規模は、次のとおりです。

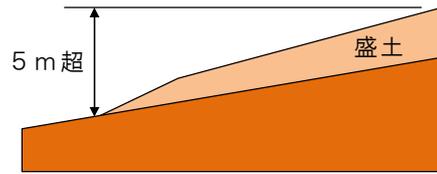
- ア 高さが 2 m を超える崖を生じる盛土
- イ 高さが 5 m を超える崖を生じる切土



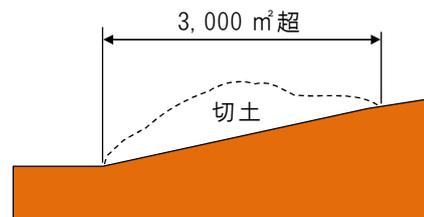
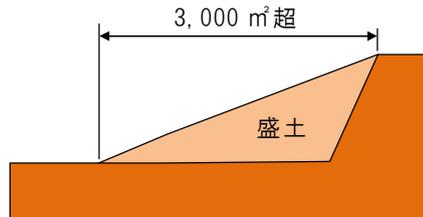
ウ 高さが5mを超える崖を生じる盛切土



エ 高さが5mを超える盛土



オ 面積が3,000㎡を超える盛土又は切土



2 区域指定の際に既に行われている工事の届出 土石の堆積

(1) 宅地造成等工事規制区域の指定の際に行われている土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に、土石の堆積に関する工事の届出書（省令別記様式第16）を市長に提出する必要があります。

⇒届出の対象となる工事については、《制度編》 第14章第1節参照

(2) 添付書類は、次のとおりです。

- ア 土石の堆積に関する工事の届出書（正本1部）
- イ 委任状（手続を委任する場合。工事主が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）
- ウ 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

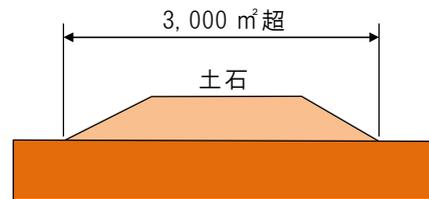
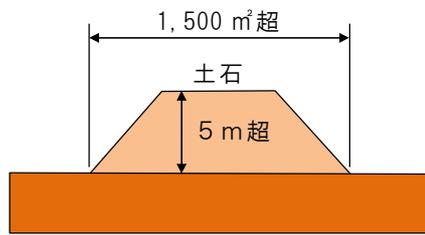
(3) 添付図面は、次表のとおりです。（一定規模を超える場合に限る。）

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2 地形図	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3 土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講じる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講じる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講じる位置及び当該措置の内容	1/500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

(4) 図面の添付を要する土石の堆積の規模は、次のとおりです。

ア 高さが5 mかつ面積が1,500 m²を超える土石の堆積

イ 面積が3,000 m²を超える土石の堆積



第2節 擁壁等に関する工事の届出

法第21条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（擁壁等に関する工事の届出）

省令第55条 法第21条第3項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第17の届出書を提出しなければならない。

<申請・手続>

宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、擁壁等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者は、その工事に着手する日の14日前までに、擁壁等に関する工事の届出書（省令別記様式第17）を市長に提出する必要があります。

⇒届出の対象となる工事については、《制度編》第14章第2節参照

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 擁壁等に関する工事の届出書（正本1部）
- (2) 委任状（手続を委任する場合。届出者が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）

第3節 公共施設用地の転用の届出

法第21条

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第12条第1項若しくは第16条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（公共施設用地の転用の届出）

省令第56条 法第21条第4項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第18の届出書を提出しなければならない。

＜申請・手続＞

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、その転用した日から14日以内に、公共施設用地の転用の届出書（省令別記様式第18）を市長に提出する必要があります。

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 公共施設用地の転用の届出書（正本1部）
- (2) 委任状（手続を委任する場合。届出者が自ら提出する場合は、届出書に連絡先を記入）

第9章 適合証明書の交付の申請手続（省令第88条）

（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付）

省令第88条 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）若しくは第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第1項の認定（同法第4条第1項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

（宅地造成等に関する証明書の交付）

市細則第16条 省令第88条の規定による書面の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明書交付申請書（様式第17号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 付近見取図
- (3) 敷地現況図
- (4) 建築物の平面図及び配置図
- (5) 土地の不動産登記法の地図等の写し
- (6) 土地の登記事項証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<申請・手続>

1 適合証明書の交付申請

(1) 省令第88条の規定による書面（適合証明書）の交付を受けようとする者は、宅地造成等に関する証明書交付申請書（市細則様式第17号）を市長に提出する必要があります。

(2) 添付書類は、次表のとおりです。

	書類の名称	内容	備考
1	宅地造成等に関する証明書交付申請書		正本1部、副本1部
2	委任状	代理人の住所・氏名、電話番号、FAX番号及び資格（行政書士又は建築士）、委任事項、申請者の住所・氏名及び印	申請手続を委任する場合
3	土地の不動産登記法の地図等の写し	縮尺、方位、工事の施行区域（朱書）、転写場所、転写日、転写者の氏名	
4	土地の登記事項証明書		
5	土地の権利関係を示す書類	売買契約書、貸借契約書、贈与契約書・贈与者の印鑑登録証明書、同意書等	いずれかを添付
6	適用除外となる工事であることを証する書類		
7	その他市長が必要と認める書類		

※官公庁等が発行する書類については、申請日から3か月以内のものを添付すること。

(3) 添付図面は、次表のとおりです。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 位置図	縮尺、方位、敷地の位置（朱書）	1/20,000 以上	都市計画図を使用
2 付近見取図	縮尺、方位、敷地の位置（朱書） 敷地の周辺の公共施設、	1/2,500 以上	都市計画図を使用
3 案内図	縮尺、方位、敷地の位置（朱書）	1/3,000 程度	住宅地図を使用
4 土地の求積図	縮尺、方位、敷地全体、道路後退 部分の求積表	1/500 程度	実測図による三斜法又は座 標計算
5 敷地現況図	縮尺、方位、敷地の境界、前面道 路の名称及び幅員、出入口、建築 物の位置、がけ及び擁壁の位置、 排水施設の位置、種類、水の流れ の方向、吐口の位置及び放流先の 名称	1/100 以上	建築物の配置図と兼用可
6 建築物の配置図	縮尺、方位、建築物等の位置、切 土又は盛土をする土地の部分及 び面積、のり面（がけを含む。） の位置及び形状、擁壁の位置、種 類及び高さ	1/100 以上	
7 建築物の平面図	縮尺、方位、建築物の建築面積、 床面積、求積図	1/100 程度	
8 建築物の立面図	縮尺、方位（4面）、建築物の高 さ	1/100 程度	
9 排水施設構造図	縮尺、仕様、形状	1/50 以上	

※設計図（4～9）には、作成した者がその氏名を記載すること。

2 適合証明書の交付の趣旨

- (1) 建築基準法では、建築確認に際し、法に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、確認済証の交付を受けようとする者に対し、各許可権者が適合証明書を交付する事務が定められています。
- (2) 適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で適用除外と位置付けられている場合）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。
- (3) 工事の許可（法第12条第1項）又は変更の許可（法第16条第1項）を受けた土地の形質の変更に関する工事については、当該許可証の写しを適合証明書に代えるものとします。

3 適用除外となる工事

- (1) 政令第5条第1項に規定するもの

該当号	適用除外となる工事
第1号	鉱山保安法に基づく特定施設の設置の工事等
第2号	鉱業法に基づく施業案の実施に係る工事
第3号	採石法に基づく岩石の採取計画に係る工事等
第4号	砂利採取法に基づく砂利の採取計画に係る工事等
第5号	省令第8条で定める工事

(2) 省令第8条に規定するもの

該当号	適用除外となる工事
第1号	土地改良法に基づく土地改良事業に係る工事等
第2号	火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の設置に係る工事等
第3号	家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却に係る工事等
第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事等
第5号	土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理に係る工事
第6号	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物の保管又は処分に係る工事等
第7号	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
第8号	国等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
第9号	面積が500㎡を超える盛土又は切土のうち、地盤面の最大高低差が2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの
第10号	高さが2メートルを超える土石の堆積のうち、面積が300㎡を超えないもの
	面積が500平方メートルを超える土石の堆積のうち、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの
	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場やその付近に堆積するもの

第 10 章 申請の取下げの手続

(申請の取下げ)

市細則第 17 条 法第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の規定による許可の申請又は前条第 1 項の規定による交付の申請を取り下げようとする工事主は、申請取下届出書（様式第 19 号）を市長に提出しなければならない。

＜申請・手続＞

工事の許可（法第 12 条第 1 項）若しくは変更の許可（法第 16 条第 1 項）又は適合証明書の交付の申請を取り下げようとする工事主は、申請取下届出書（市細則様式第 19 号）を市長に提出する必要があります。 **土地の形質の変更・土石の堆積 共通**

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 申請取下届出書（正本 1 部、副本 1 部）
- (2) 委任状（手続を委任する場合）

第11章 標準処理期間

「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいいます。

本市における標準処理期間は、次表のとおりです。

処分の内容		該当条項	標準処理期間
土地の形質の変更	工事の許可	法第12条第1項	30日
	変更の許可	法第16条第1項	30日
	中間検査合格証の交付	法第18条第2項	14日
	検査済証の交付	法第17条第2項	14日
土石の堆積	工事の許可	法第12条第1項	14日
	変更の許可	法第16条第1項	14日
	確認済証の交付	法第17条第5項	14日
適合証明書の交付		省令第88条	14日

なお、次に掲げる期間は、標準処理期間に算入されません。

- (1) 申請書の不備を補正するために要する期間
- (2) 市の機関の執務が行われない休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）
- (3) 関係機関への協議及び照会に要する期間

第 12 章 申請手数料

(宅地造成等に関する工事の許可等の手数料)

市細則第 18 条 市長は、宅地造成等に関する工事の許可等に係る水戸市手数料条例（平成 4 年水戸市条例第 36 号）に規定する手数料を当該申請者から徴収する。

(免除)

市細則第 19 条 水戸市手数料条例第 5 条の規定により手数料の免除を受けようとする者は、免除申請書（様式第 20 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(手数料の免除)

水戸市手数料条例第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が職務上必要とするため申請したとき。
- (2)～(5) (略)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

＜ 申請・手続 ＞

1 申請手数料の納入

工事の許可等の申請に当たっては、手数料を建築指導課窓口にて現金で納入してください。
手数料の金額は、次のとおりです。

(1) 土地の形質の変更に関する工事

ア 工事の許可（法第 12 条第 1 項）

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の金額
500 m ² 以内のもの	14,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	25,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	38,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	56,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	65,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	88,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	141,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	217,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	341,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	482,000 円
100,000 m ² を超えるもの	623,000 円

イ 工事の変更の許可（法第 16 条第 1 項）

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる金額を合算した金額

(合算した金額が 623,000 円を超える場合にあっては、623,000 円)

変更の理由	手数料の金額
①工事の設計の変更※ ¹	盛土又は切土をする土地の面積※ ² に応じ、上記の金額の 1/10
②新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ、上記に規定する金額
③その他の変更	10,000 円

※¹ ②のみに該当する場合を除く。

※² ②に該当する場合は変更前の面積、面積の減少を伴う場合は減少後の面積とする。

ウ 中間検査（法第18条）

盛土又は切土をする土地の面積	手数料の金額
3,000 m ² 以内のもの	2,700円
3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	5,400円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	10,800円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	21,600円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	37,800円
100,000 m ² を超えるもの	54,000円

(2) 土石の堆積に関する工事

ア 工事の許可（法第12条第1項）

土石の堆積を行う土地の面積	手数料の金額
500 m ² 以内のもの	10,000円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	12,000円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	16,000円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内のもの	19,000円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	28,000円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	31,000円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内のもの	37,000円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内のもの	52,000円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内のもの	70,000円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内のもの	106,000円
100,000 m ² を超えるもの	129,000円

イ 工事の変更の許可（法第16条第1項）

変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額

（合算した金額が129,000円を超える場合にあっては、129,000円）

変更の理由	手数料の金額
①工事の設計の変更※ ¹	土石の堆積を行う土地の面積※ ² に依り、上記の金額の1/10
②新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	新たに編入された土石の堆積を行う土地の面積に依り、上記に規定する金額
③その他の変更	10,000円

※1 ②のみに該当する場合を除く。

※2 ②に該当する場合は変更前の面積、面積の減少を伴う場合は減少後の面積とする。

(3) 適合証明書の交付（省令第88条）

手数料の金額	5,000円
--------	--------

2 手数料の免除

- (1) 手数料の免除を受けようとする者は、免除申請書（市細則様式第 20 号）を市長に提出する必要があります。
- (2) 手数料を免除することができるのは、次のいずれかに該当する場合です。
 - ア 国又は地方公共団体が職務上必要とするため申請したとき。
 - イ その他市長が特別の理由があると認めるとき。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可 の手引き

令和8年4月発行

編集・発行 水戸市 都市計画部 建築指導課 開発指導室
〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号
電話 029-306-6590
